

(第3期) 第4回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

平成30年8月7日(火) 午後1時30分から4時まで

2 会場

あがたの森文化会館 2-7

3 出席者

(1) 委員

荒牧重人会長、森本遼副会長、西森尚己委員、豊嶋さおり委員、齊藤茂委員、大月悦子委員、一ノ瀬浩子委員、柳澤厚志委員、角田恵子委員、須澤加奈子委員、吉澤由紀子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、山口茂委員

(15名中14名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立)

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、児童担当係長、育成担当、子どもの権利相談室室長

4 部長あいさつ

先日、市議会の教育民生委員会の議員8名と、子ども施策の関係で、川崎市と足立区を視察に行きました。子どもの権利条例を日本で最初に制定した川崎市が、条例の理念に基づいて作った、川崎市子ども夢パークは、子どもの遊び場の機能があるだけでなく、不登校の子どもへの支援も行っており、本市の議員も、夢パークでの取組みを興味深く質問している姿が印象的でした。

足立区では、子どもの貧困対策の視察を行いました。足立区は、東京23区のなかでも刑法上の犯罪認知率が高いため、区のイメージを変えるべく、様々な取組みを行っています。子どもの貧困対策については、専門の担当部署があるということで、子どもの貧困対策担当課長に対応いただきました。参考になる取組みも多く、引き続き、子どもにやさしいまちづくり委員会の皆様からのご意見をいただきながら、本市の施策も充実させたいと考えております。

5 会長あいさつ

8月は、改めて平和を考える月として、平和祈念式典等、様々な取組みが行われています。子どもの権利とは、国際的に、子どもたちを再び戦争や紛争の犠牲者にしてはならないという決意の表れとして考えられ始めて100年以上になります。戦争や紛争は、子どもたちの生育の環境や命を奪うものです。この瞬間にも、紛争の犠牲者になっている子どもがいると思うと心が痛みます。私達が関わっている松本市の子どもが、そうした状態にならないように、改めて今日の委員会を開催したいと思います。

6 会議事項

(1) 子どもをめぐる今日的課題「貧困」について(協議事項)

(要旨)

- ・ 貧困には、絶対的貧困と相対的貧困がある。衣食住の欠乏により生命維持の危機にさらされる貧困状態を絶対的貧困と言い、可処分所得が全人口の中央値の半分未満という基準に該当する状態を相対的貧困と言う。
- ・ 相対的貧困の問題は、貧困状態である親に迷惑をかけまいとして、子どもが学習や友人との交流を我慢することで、やがて子どもの学力や対人スキルの低下、社会からの孤立、就労機会の喪失につながり、貧困から抜け出せなくなる、貧困の連鎖を生み出すことにある。
- ・ ただし、相対的貧困問題は子どもにとって大きなリスク要因ではあるが、これが解消されたからといって、例えば外国人家庭に生まれた子どもが、地域でのコミュニケーションがとれず、孤立する等、子どもにとっての環境的不利がなくなるわけではない。
- ・ そこで、本市では、経済的な問題のみならず、子どもの権利条例に照らし、生育環境の悪化に伴い、子どもの権利侵害が発生する恐れのある状態を子どもの貧困と捉えている。(例：心・経験・つながり・文化の貧困)。
- ・ 本市での具体的な取り組みとして、子どもの権利条例の理念に基づいた、子どもの未来応援指針の策定、子どもの居場所づくり推進事業の創設等を行った。
- ・ 子どもの居場所づくり推進事業は、現在市内7会場で実施されており、学校や家庭とは違う環境に子どもたちの居場所ができることで、新たな経験や人間関係ができ、自己肯定感の向上も見られる。

【会長】

今日の報告は、第二次推進計画の策定にあたって、条例や現計画がどれだけ対応できているかを知るためのものです。

部長は、足立区における子どもの貧困対策を視察したとのことですが、感じたことや松本市との違い等、何か報告いただけましたらお願いします。

【部長】

限られた時間での視察だったため、詳しい部分まではお聞きできませんでしたが、ご報告します。

まず一点、足立区では、子どもの貧困対策の部署が、企画政策部門に設置されています。それだけ区全体で、子どもの貧困がまちの将来に関わることであり、と考えて取り組んでいるのだと思います。

合わせて、足立区は、ビューティフル・ウィンドウズ運動にも取り組んでいます。これは、ニューヨーク市が、割れた窓ガラスを放置することが、まち全体の荒廃につながると考え、軽微な犯罪の取り締まりを強化し、治安回復を実現した例に倣うもので、美しいまち、安心なまちを目指し、区を挙げて取り組んでいるものです。

また、子どもの身体や健康と貧困とを合わせて考えており、毎年子どもの健康・生活実態調

査を実施しているそうです。政策部門に子どもの貧困対策の担当部署が置かれていることで、子どもの貧困について、健康福祉、まちづくりの観点でも取り組まれています。

【会長】

足立区の子どもの貧困対策は著名ではありますが、松本のように、子どもの貧困について、子どもの権利の視点から取り組んでいる自治体は多くないので、自信を持って良いと思います。足立区のように、貧困問題を政策部門で取り組むということも重要です。しかし、松本市は、国連やユニセフの子どもの貧困の考え方と同じく、子どもの権利条例を基盤において子どもの貧困を考えており、この考え方は先進的です。

しかし、子どもの未来応援指針における新規事業は、子どもの居場所づくり事業と三世交代食堂事業のみで、他は継続・拡大という位置付けです。果たして、これで本当に貧困の連鎖や貧困問題の解決に向かうのか、第二次推進計画に向けて検討していかなければなりません。

松本市の取り組む子どもの居場所づくり事業の重要な点は、施策の効果を子どもの声を含めて検証しようとしているところです。大人の視点、行政の視点だけでなく、どれだけ実際の子どもたちに届いているかを検証しようとしているのは、とても重要であり、本委員会の視点とも一致します。そうした意味で、第二次計画にどの事業を充実、派生させれば子どもの貧困問題や貧困の連鎖を食い止めることが可能かを検討していただきたいと思います。

相対的貧困というのは、先進諸国にも貧困問題があり、政策的に取り組む必要があるという視点では重要ですが、それぞれの貧困状態に対する背景は多様なことから、貧困対策という点では無力とも言えます。松本市は、すべての子どもにやさしいまちづくりを掲げていますので、すべての子どもに対応した政策を行う、まち全体で子どもの育ちを支えるという視点で、委員会内で触れていこうと思います。ちなみに、2008年には、子どもの貧困に関わる書籍が出版されましたが、当時は、子どもの貧困問題はあまり騒がれませんでした。年越派遣村や貧困が社会的問題になるなかで、子どもの貧困問題も少しずつ表面化し、厚生労働省が、相対的貧困率が15%を超えていると公表されてから社会問題になってきました。

ただし、相対的貧困は貧困を見る一つの視点に過ぎず、必ずしもこの数字がなくなれば、子どもの貧困問題が解決するわけではない点に改めて留意したいと思います。

【委員】

部局横断による庁内対策推進会議が発足しているとのことですが、どれくらいの部に横断しているのでしょうか。

また、居場所づくり事業は、言わば対処療法であり、本当に困っている家庭は、その居場所にすら行けない場合もあると思います。例えば、子ども食堂＝貧困というイメージもあることから、居場所に行っただけで馬鹿にされることも考えられます。居場所に来ている子たちの意見を聞くことができているのは良い点だと思いますが、来られない人の意見は吸い上げられていないのが現状です。今後、どのように聞き取るのか、お考えはあるのでしょうか。

もう一点、地域再生プロジェクトが民間でも行われており、様々な人と人をつないでいます。そうしたプロジェクトと行政とのつながりがあれば、お願いします。

【こども福祉課】

庁内対策推進会議には、9部17課が参加しています。庁内推進会議に9部の部長が参加していますが、実務を司るのは課ですので、幹事会では17課の課長が参加しています。

お話いただいているとおり、子ども食堂さえやっていたらそれで良いという考えはありません。子ども食堂に来てくれている子どもたちには、既に外に出て行くという力が備わっていると考えることができますが、食堂に行くことすらできない子もいます。子ども食堂の事例に限らず、例えば、一人親相談では、相談に対する抵抗感があり、経済状況が苦しく、相談利益があるのに、本人は相談したがるらないという例もあります。こうした家庭は、支援につながりにくいですし、支援の必要性も見えにくいです。そうした家庭に向けての改善として考えると、子ども食堂だけでは、必要な家庭に支援が届いていきません。

しかし、そこまで考えていくと、必然的にアプローチは細かくなり、加えてアウトリーチもしていかなければなりません。そこまでの資源を誰が負担するのかという問題も発生してきます。今までの日本の考え方ですと、子どもの養育は親の責任だという考え方が根強くあります。そうではなく、例えば、泣きながら歩いている子どもを見かけたら、声をかけ、その家庭にアウトリーチしながら何が足りないのか、子どもや親の声を拾えるような仕組みが必要です。

加えて、市町村という、相手の顔が見える、基礎自治体での貧困対策の困難さを感じています。「これは貧困対策であり、あなたがその対象者だ。」とは、顔の見える相手にはなかなか言えません。実際に、子どもの居場所に来ている子どもが全て貧困家庭というわけではありません。こうした困難さに対して、何か良いアイデアやご提案をいただきたいと思っています。

【会長】

非常に苦勞されていると思います。支援が必要な家庭が、「追い詰められた」と感じないような方法を考えていきたいと思っています。自治体によっては、貧困対策と銘打つところもありますが、松本市は、貧困対策ではなく「子どもの未来応援指針」というかたちで、子どもたちの今と未来を応援しています。

【委員】

松本市の貧困の定義についてですが、定義というものは多くの人に分かりやすく、受け入れられないと普及しないと思っています。子どもの貧困を考えると、その定義が難しいと、考え方も広まらないのではないかと思います。資料にある定義（「松本市子どもの権利に関する条例」にある「すべての子どもにやさしいまち」の姿に照らし、子どもたちの養育環境が何らかの権利侵害の状態にあること）は難しく、もっと分かりやすくできないだろうかと考えてしまいます。定義を網羅しすぎて見にくくなっていないか、もっと分かりやすくできないか、という点について、いかがでしょうか。

【こども福祉課】

定義の決め方にも議論がありました。先程お話しした部長級の会議のなかでも、ここまで定義を広げて有効な手立てが打てるのか、それができないのなら指針の意味が薄くなるのではという指摘もありました。ここで留意したいのが、「子どもの未来応援指針」は、指針であり計画ではないという点です。計画は明確な目標があって、5年のうちにそれが完成されるというものです。指針は、市の考えを対外的に示すものです。よって、この指針では、子どもの貧困

とは、単純な経済的な問題に限らないという考えを示しています。仰るように、何をもって子どもの貧困というかについて分かりづらい部分もあります。貧困が顕在化したのが児童虐待であるとも考えられますが、児童虐待については、判断基準が示されています。虐待として表に出ているものを見て、貧困状態でもあるのではと考えることもできるので、アセスメントシートを活用していくことで表現できることがあるかもしれません。

貧困に限った話ではないのですが、分かりやすい定義があれば、学校等でも家庭対応の一つの考え方になり、行政と学校等との情報交換の糸口にもなるかもしれません。

【部長】

子どもの貧困と言うと経済的なことであるというイメージがあります。部長級の会議でも、当初は経済的な面が着目されていました。しかし、子どもの権利に照らした定義を示したのは、保育園や小中学校で、課題があると思われる子どもたちの様子を鑑みると、経済的な困窮を抱えていない家庭で起きている子どもの欠乏状態の方が、むしろ深刻であるとの考えに至ったためです。そこで、「成育環境の悪化（家庭の養育力の低下など）に伴い、子どもの権利侵害が発生する恐れのある状態」を子どもの貧困と定義しています。分かりにくいかもしれませんが、これが一番良いのではという結論に至りました。

市長は、子どもの貧困を数年前から問題視しておりましたが、昨年、市政施行110周年の記念式典でこの問題に触れたとき、市長は、「心・経験・つながり・文化の貧困など」という言葉で表現しました。ですので、最近では、経済的な貧困に限らないという面をこの言葉に倣って表現することがあります。

【委員】

児童センターは、親の就労支援のための施設と言われてしまえばそれまでなのですが、センターに通う子どもたちのなかには、夏休み期間中、お弁当を持って朝8時に来て、夜7時までセンターに居る子もいます。夏休み中にも関わらず、センターで1日を過ごす子どもを見ると、経済的貧困等いろいろ考えるべきことはありますが、親の愛情の貧困なのではと思ってしまいます。愛情不足をなんとかしてあげないと、子どもがかawaiiそうに思えてなりません。児童センターで、最長で夜7時まで過ごしている子どもは、別の子どもたちが徐々にお迎えが来て減ると、職員に甘えてきます。いつも賑やかな子が、親が迎えに来た途端に静かになってしまうこともあります。そういう家庭は、子どもが安心できる家庭なのでしょう。

子ども食堂等、色々な居場所を作って、手を加えていただいているのは有難いのですが、児童センターにも、もっと行政の手を入れてほしいとも思います。本当は、夏休みなら、家でおいしいものを食べて、親に甘える、そういう時間がたっぷりあってほしいと思います。子どもの頃、親に可愛がってもらえなかった経験により、大人になったとき、自分の子どもとの接し方が分からなくて、同じことをしてしまうのではないのでしょうか。可愛がって育てられた子は、自分の子どもも可愛がることができると思います。

【委員】

委員会として、先程の会長のお話にもありましたが、子どもの未来応援指針における新規事業が、居場所づくりと三世代交流だけで良いのかということについて、考えていることが二点

あります。

一点は、指針に「拡充」と書かれている既存事業の拡充促進のための施策です。地域からは、子どもの居場所づくりの重要性は理解していても、いきなり食事を提供することは、担い手のこと等を考えると難しいという声が聞かれます。けれど、地域を見渡した時、児童センターで食事を伴う行事が行われています。児童センターは、先程のお話にもあったとおり、子どもの現状が間近で分かる場所もあります。私の暮らす地域の児童センターでは、先日、保護者の方や民生委員の方、地域の方の協力で、すいとん会が行われ、そこには、センターの登録児童だけでなく、一般から募集した子も参加していました。本来、児童センターは、登録児童だけでなく、誰でも使える場所にも関わらず、多くのセンターで、登録の児童以外は入れない状況にあるのが現状です。それでも、行事の時には、登録児童でなくても参加することができます。児童センターに限らず、育成会、公民館、福祉ひろば、地区や町会等、地域の中で、お祭りや餅つき大会といった食を伴う行事は各所で行われています。効果の数値化や予算化は難しいかもしれませんが、子どもの未来応援指針における拡充促進のための施策として、そうした行事の支援ができれば、とずっと思っています。

もう一点、先程も夏休み中の児童センターのお話がありましたが、学校の長期休暇中、お弁当を持って来られないからセンターに来られない子、お昼に一旦家に帰る子がいます。更に、センターには来ずに、誰もいない家庭等、あまり良くない環境で過ごしている子いると拝察します。現在の居場所づくり事業は、要件が緩和されたとは言え、年間通して事業を行うという要件があります。一年間定期的に行うのではなく、長期休暇中に重点を置いた支援があったら良いのではないかと思います。

【会長】

子どもの貧困の定義は、国の法律も大綱も示していません。国の法律では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困対策を行うものとして、教育、経済、保護者の就労支援、生活支援の4つ支援策を行うよう示されています。国の定義はあまりに狭く、4つの支援に絞ってしまうと、支援策がそれぞれに分かれてしまいます。国の大綱では、貧困対策のプラットフォームを学校だとしています。学校関係者からすれば、条件整備を十分にしないまま、学校に様々な責任を負わされている感覚を受けます。

貧困問題は、正確にターゲットが絞り込めないのが深刻な部分ですので、松本の場合は、子どもの貧困をより広く、子どもの権利の視点から捉え直そうとしているところに意味があります。学校だけ、家庭だけに責任を負わせるというところに留まらず、まち全体で子どもの育ちを支援しようとしているところが非常に重要です。松本の場合は、学校が背負いきれない部分は、まち全体で支えようと対策を考える発想、また、子どもの意見、子どもの状況という視点を常に持っていることも重要です。

現在の日本は、貧困や不平等を拡大しようとする政策が行われている状況であり、今日の社会で貧困問題の解決は不可能です。その中での取組みですので、悩むのは当たり前だと思います。多くの自治体では、貧困対策が子ども抜きで行われていますが、どうしたらより良くできるか、子どもを交えて考えていこうとするところに松本の政策の特徴があります。確かに、居場所に来ていない子どもの声をどう拾い、反映していくのかは課題ですが、少なくとも居場所に来ている子どもたちの声を聞こうとしているところは重要な点です。

また、委員の皆さんがそうであるように、学校や施設等、現場の子どもの声をつなぐ人が必要です。こころの鈴に寄せられる相談の背景には貧困問題もあると思いますが、一つの機関で全てを完結させるのは難しいことです。だからこそ、連携が必要です。部局横断による庁内対策推進会議、民間との連携も行われていますが、それで十分でしょうか。推進計画では、はぐルッポを居場所づくりのモデルにしています。はぐルッポが取り組んでいることは、居場所の提供や学習支援に留まりません。加えて、視察の話にもあった川崎夢パークが常に進化している理由は、目の前の子どもを相手に考えているためです。子ども施策においては、目の前の子どもをどうすればいいか考えることが基本だと思っています。

わずかな規模で貧困問題が解決するなら、どこの自治体でも解決できます。指針にあるように、条例に基づき、いかに条例を総合的、継続的に実施していくかという観点が重要であり、まちづくりの中に子どもの視点を置かなければ、結局「子どもをこんな状況にしたのは家庭や親の責任だ」という話になってしまいます。だからこそ、家庭支援も必要であり、学校支援も具体的に必要になってきています。居場所づくりや三世代交流食堂に取り組んでいくにあたって、既に取り組んでいる事業への支援をどうするか等、継続拡充の中身を検討してほしいと思います。行政は、やるべきことをやってくれています。その上で、行政がこれ以上できないことは助けを求めていくことができる状況を作っていければと思っています。貧困問題はこれさえやっていけばという政策はありません。

(2) 平成30年度松本市子どもの権利に関するアンケートの実施（案）について

《事務局 資料に基づいて説明》

【会長】

アンケートは、次回の委員会で最終確定したいです。気になる部分は、今日意見を出していただきたいと思います。

【委員】

アンケート結果は過去と比較を行うので、基本的には、27年度と差異がない方が良いです。一点、認知度と知名度について、設問内容が、「松本市は、『松本市子どもの権利に関する条例』（中略）を作りました。あなたは、この条例の名前を知っていますか。」となっていますが、この文章だと、「松本市子どもの権利に関する条例」以外にも、条例の名前があるように感じ取ってしまわないでしょうか。

もう一点、中間報告の際、27年度のアンケート調査に、保護者に対するこころの鈴の認知度の調査項目がないので、次回のアンケートでは項目に含めることを意見として出しました。この点についても、ご検討いただきたいと思います。

【委員】

子ども向けのアンケートに、「うまくいくか分からないことにもいっしょうけんめいに取り組めますか。」という項目が新設されています。新設事態に賛否はありませんが、表現の仕方として、「うまくいくか分からないこと」を「」で括ると分かりやすいのではないのでしょうか。

また、保護者向けのアンケートに「松本市に子どもの権利に関する条例があることを知って

いますか。」とありますが、この記載の仕方だと、条例の名前を認識できず、他に名前があるように感じられます。条例の名前は固有名詞なので、「」で括ってはどうでしょうか。

【会長】

条例の内容まで知っているかどうかと、名前を知っているかを別項目に分けるのは、あまり賢明でないのではないのでしょうか。前回のように、「あなたは条例を知っていますか」「名前は知っている」「内容まで知っている」「知らない」という聞き方が答えやすく、分かりやすいのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

【委員】

そのほうが分かりやすいと思います。前回と比較するなら同じ聞き方にした方が良いと思います。「名前を知っていますか。」という設問を見た小学生が「知っている」とはどういう意味か分かりやすいように、また、特別学校の子どものことも考えて、「見たり、聞いたりしたことがありますか。」にしてはどうでしょうか。

また、条例とこころの鈴の認知度について、条例の学習パンフレットやこころの鈴のカードを配ってくれていますが、担任の先生から、子どもたちに、「あの時条例のパンフレットを配ったよね」「こころの鈴のカードを配ったよね」とフォローしてくれると、子どもたちも気が付くことができ、認知度が上がりますが、そうでないクラスはなかなか認知度が上がらないと思います。そちらのほうが問題ではないのでしょうか。

【会長】

貴重な意見でした。「条例を知っていますか。」の表現の仕方についてですが、「見たり、聞いたり」の方が良いのでしょうか。

【委員】

ろう学校、盲学校の子どもにもアンケートを行うので、「聞いたことがありますか」だけでなく、「見たことがありますか」という言葉も入れた方が良いでしょう。

【会長】

それでは、こころの鈴についても同じく「見たり、聞いたり」の表現にしましょう。設問8の、「うまくいくかわからないこと」も「」を付ける方向にしましょう。

【委員】

同じく設問8ですが、「いっしょうけんめいに」とありますが、「一生懸命」という言葉は、傷口に塩を塗る言葉だとも言われますので、あまり使わないほうが良いのではないのでしょうか。置き換えるとすれば「工夫をして」等の言葉になると思います。

【会長】

「一生懸命」という言葉はなくして、単純に「取り組めますか。」でいいと思いますが、どうでしょうか。設問を入れるかどうかは、検討課題でもあります。

アンケートは、現在の推進計画や事業が子どもにどこまで届いているかの一端を見るものでもあります。配布、回収方法についても、予算の問題がありますが、検討したいです。

委員の皆さんには、子ども施策を若者施策につないでいくことも考えていただきたいです。これについては、中間報告でも確認しています。

また、アンケートですので、全般的な傾向しか分かりませんが、報告いただいている今日的課題、虐待、貧困、いじめの部分で、計画と事業が十分対応できているかも考えていただきたいと思います。

【委員】

アンケート全般について、外国籍の子どもや保護者の視点からすると、日本語で書いてあるだけでは分からず、回答できないと思います。すると、外国籍の方の意見が全く反映されない恐れがあります。予算の関係もあるので難しいと思いますが、平易な日本語で書くこと等、ご検討いただきたいです。

【会長】

鑑文のところに、「アンケートの日本語で分からないことがあったら、直接事務局へご相談ください。」等の一文を入れるべきだと思います。アンケートを全て外国語に翻訳することまでは、どのアンケート調査もやり切れていない部分です。これに対しては、ヒアリングに行くという方法もあります。外国籍の子どもに限らず、不登校の子どもたちのところにも、学校を通じた配布・回収では、アンケートが届かないので、中間教室等にヒアリングに行き、意見を聞く方法があります。教育委員会と相談するのも一つの方法です。

【委員】

鑑文は、こども向けに一人ずつ配布しますか。

【事務局】

配布します。

【委員】

子どもは、配布されたものを持ち帰って答えるのでしょうか。

【事務局】

可能なら、配布されたその場で回答いただきたいです。保護者分については持ち帰っていただきます。

【委員】

持ち帰って回答するのなら別ですが、その場で書いてもらうならば、子ども向けの鑑文はつけず、担任宛の文書にまとめれば、一人ずつ配布しなくても良いと思います。「自分の都合の良い場所で回答してください。」という一文もいらないのではないのでしょうか。

また、保護者向けの鑑文について、一部「松本市」を「本市」と記載されていますが、「松」

の字が抜けているようにも見えるので、「松本市」に統一してはどうでしょうか。

【会長】

学校配布して、その場で回答してもらえば、確かに回収率が上がりますが、子どもが本当に思っていることは答えられません。学校での配布、回収にこだわらず、「都合の良い場所で」の一文は残し、家庭等での回答も考えるべきだと思います。学校で回答するなら、教室では本音を出せない子どもがいるので、せめて午前中のホームルームで配布して、午後のホームルームで回収する等も考えられます。

子どもの権利基準で言うと、「秘密は守られます。」と明記しておくのも重要です。「回答のしかた」の説明文に加えた方が良いでしょう。設問は、全て答えることにしなくても良いので、「あてはまる番号を○でかこんでください。」の後に、「回答できないところは、そのままでもいいです。」等の記載があってもいいと思います。

また、性別を問う設問も男性か女性かの選択肢しかありませんが、「答えたくない」「答えられない」等の選択肢を入れておく必要があります。

【委員】

27番、28番、30番の設問は「安心してやりたいことができる場所」「ホッとできる場所」に関するもので、別々の設問で似たようなことを何度も聞いている印象を受けます。安心してやりたいことができる場所とは、ホッとできる場所のことなのではないでしょうか。

【事務局】

27番は、地域の中で安心してやりたいことができる場所の有無を聞いており、28番でその場所とは具体的にどこかを把握するために聞いているものです。

【会長】

恐らく、「安心」と書くからわかりにくいのではないのでしょうか。あえて「安心」を加えずに、「やりたいことができる場所がありますか。」「それはどこですか。」と聞くと、子どもにも分かりやすいのではないのでしょうか。

【委員】

27番は、「地域の中で」と書いてあるので、家庭や学校以外でということですね。28番では、地域の中に限らないのでしょうか。

【事務局】

27番で答えた、地域の中でやりたいことができる場所とは、具体的にどこか、28番で聞いています。分かりにくいので、28番にも、「地域の中で」を入れたいと思います。

【委員】

将来の職業について聞く設問がありますが、先日、全市で同様のアンケートを行いました。理由は、最近、ユーチューバーになりたいという子どもが増えてきているので、メディア・リ

テラシーとの関係で、松本市の現状を把握するためのものです。必要な設問だと思うので、再度聞くとしても、何を聞きたいのかによって、聞き方は変わってくるのかなと思います。

【会長】

選択肢を減らすことには賛成です。職業の設問については、将来のことを何か決めているか、そのためにどんなことを聞きたいか、という目的良いでしょうか。それならば、子どもがなりたい職業として上位になるものは、概ね想像がつくと思いますので、他の職業は「その他」としても良いと思います。

【事務局】

目的は、お話のとおりです。個人的には、職業の選択肢が非常に多いので、完全に自由記述にしても良いのではと思っていますが、過去との比較のために、選択式のままとしています。

【会長】

何か、良い表現があればご意見をお願いします。

若者施策につないでいくという部分については、事務局でも検討してほしいと思います。

【事務局】

このアンケートとは少し離れてしまうのですが、こころの鈴には、28年度に初めて意見表明を行ったことに関連して、学校外でのスポーツ活動に関わる相談が寄せられています。子どもの権利擁護委員会の方との間で、これについて、子どもにアンケートを行うことを検討おり、子どもの権利のアンケートと同時期に行えないか、検討しています。内容等の調整ができていないので、今回はご報告のみになります。

【会長】

認知度等について聞くということでしょうか。このアンケートの中に含めることはできますか。

【事務局】

重複した内容は聞きません。学校外でのスポーツ活動について困っていることがないか問う設問を予定しています。最初はアンケートの中に含める予定でしたが、今は別用紙で行うことを検討しています。

【会長】

学校側からすると、一緒の方がやりやすいと思います。結果についても、クロス集計ができますので、項目を絞って、一緒にできれば、その方が良いと思います。検討してください。

【委員】

このアンケートは、25年から続けてられています。このアンケートの結果により、何がどう変わったのか、ということが記載されていると、答える側も意欲が出るのではないでし

ようか。それが、子どもの意見表明にもつながると思います。

【会長】

とても重要な意見です。実際に議論して政策に活かしたことがありますので、子どもや保護者に分かるようなことを、具体的に鑑文に入れましょう。

繰り返しになりますが、担任の先生向けの文章は必要だと思いますので、先生にどこまで示せば良いのか、委員になられている先生方に聞きながら検討してください。

【委員】

設問を増やすのもどうかと思いますが、やりたいことができる場所を聞く設問について、「やりたいことがある」というのが前提になっています。そもそも、やりたいことがあるのか、やりたいことができているのかというところが気になります。前回までのアンケートに合わせるのなら難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

【会長】

「やりたいことはない」等を選択肢に入れてはどうでしょうか。

【委員】

鑑文について、「都合の良い場所で答えてください。」という表現ではなく、「学校で答えても、家庭で答えても良いです。」という表現にしてはどうでしょうか。

【会長】

良いと思いますので、教育委員会や先生方と相談しながら検討してください。

アンケート内容は、この次の委員会で確定します。それまでに気が付いたことがあれば、細かい事だというものはありませんので、全て事務局へ連絡してください。